令和7年度 DX 推進支援事業

【アドバイザーによる現地調査・診断および トータル支援 募集要項】

〇アドバイザーによる現地調査・診断およびトータル支援申請受付期間

令和 7 年 4 月 15 日 (火) ~ 募集上限に達し次第終了

※申請要件についての詳細は P.5~7「3.申請要件」をご覧ください。

〇申込み方法

当事業ポータルサイト内の申込フォームよりお申し込みください。

※申込み方法についての詳細は P.7「4.申請方法」をご覧ください。

URL : https://iot-robot.jp/

デジタル化推進ポータル





【問い合わせ先】



全華 東京都中小企業振興公社

総合支援部 生産性向上支援課 DX 推進支援事業担当

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 1-9

東京都産業労働局秋葉原庁舎

電話:03-3251-7917

目次

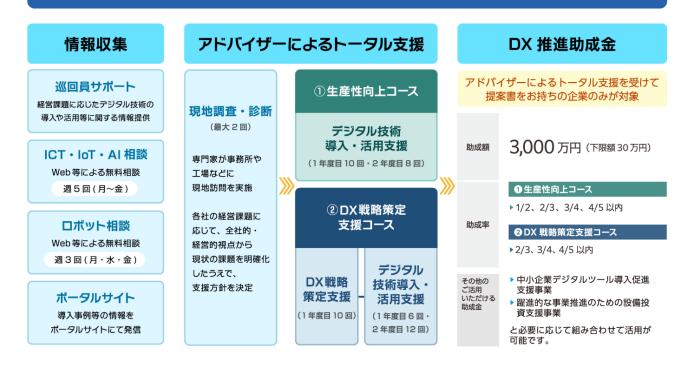
1	事業目的		1
2	事業内容		1
3	申請要件	!	5
4	申請方法		7
5	注意事項		7

1 事業目的

DX 推進支援事業(以下「本事業」という。)は、DX 推進及び生産性向上のために、デジタル技術の活用を図る都内の中小企業者等(以下「中小企業者等」という。)を様々な手法で支援することにより、中小企業者等の発展を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とします。

2 事業内容

ICT・IoT・AI、ロボットなどデジタル技術の導入及び活用を図る都内中小企業を 多様なメニューで支援します!



(1) アドバイザーによる現地調査・診断およびトータル支援(アドバイザー派遣)

ICT・IoT・AI、ロボットなどデジタル技術を活用して自社の企業変革や生産性向上に取り組む中小企業等へアドバイザーを派遣し、課題抽出から身の丈に合う具体的な取り組み内容について一緒に考え、アドバイスいたします。また、必要に応じ、導入計画等の策定、導入後のフォローまでご支援いたします。

なお、現地調査・診断では、アドバイザーが中小企業者等の本社、工場等を訪問して現地 調査を行い、原則最終的な決定権を持つ代表若しくは担当役員ご同席のもと現状の課題を明 確化してデジタル技術の活用に関するトータル支援の方針を決定します。

※現地調査・診断にて「生産性向上コース」と「DX 戦略策定支援コース」を最終決定します。(コース最終決定後のコース変更はできません)

また、お申し込みの際には「生産性向上コース」もしくは「DX 戦略策定支援コース」のいずれかのコースをご選択いただきます。コースごとの詳細につきましては、下記表およびポータルサイト内の各コースご説明ページも合わせてご確認ください。

各コースの 詳細	●生産性向上コース	❷ DX戦略策定支援コース
取組テーマ	生産性向上	企業変革
支援回数	最大18回(1年度目10回、2年度目8回)	最大 28 回(1 年度目 16 回・2 年度目 12 回)
企業の作成書類	-	DX戦略書
目線	1~2年後を見据えた眼前の経営課題解決	5~10年後のビジョンに基づく長期的な変革
範囲	特定業務~全社的	全社的
体制	企業内の特定の部署による取組	企業の全社・部署横断的な取組
取組事例	生産設備の稼働状況や生産・ 在庫状況の見える化ルーチン化している業務の自動化FAX・電話でやり取りしている 受発注情報をシステム化・電子化	 原材料費率や粗利益率をはじめとする経営 指標をタイムリーに確認することができるよう 基幹システムをリプレイス 需要増加を見据えて業界の「品質リーダー」 を目指し、製品価値向上に繋がるような製造 工程のトレーサビリティシステムを導入

- 生産性向上コースのご説明 (https://iot-robot.jp/business/iotai02/)
- DX 戦略策定支援コースのご説明(https://iot-robot.jp/business/dx01/)

【支援範囲】

① 生産性向上コース

デジタル技術(ICT、IoT、AI、ロボット等)を活用した以下のような生産性向上や業務の効率化への取り組み等。

<取組例>

- ・申請書、作業指示書などの社内文書のペーパーレス化に取り組みたい
- ・人手不足対策として省力化に取り組みたい
- ・生産設備の稼働状況や生産・在庫状況の見える化を図りたい
- ・ルーチン化している業務の自動化を図りたい
- ・営業ルートや配送ルートの最適化を図りたい
- ・各部署間・工程間などの<u>社内コミュニケーションを円滑</u>にしたい
- ② DX 戦略策定支援コース

データやデジタル技術(ICT、IoT、AI、ロボット)を活用した DX による企業変革 (業務プロセスやビジネスモデルの抜本的な改革) への以下のような取り組み等。 <取組例>

- ・原材料費率や粗利益率をはじめとする経営指標をタイムリーに確認することが できるよう基幹システムをリプレイスしたい
- ・需要増加を見据えて業界の「品質リーダー」を目指し、製品価値向上に繋がるよう な製造工程のトレーサビリティシステムを導入したい

【派遣回数】

- ① 生産性向上コース
 - ・現地調査・診断 最大2回
 - ・アドバイザーによるトータル支援(最大2年間)1年度目 最大10回、2年度目 最大8回まで
- ② DX 戦略策定支援コース
 - ·現地調査·診断 最大2回
 - ・アドバイザーによるトータル支援(最大2年間)1年度目 最大16回、2年度目 最大12回まで

【費用】

無料

【支援方法・時間】

- ・支援は状況に応じて対面形式およびオンライン形式のどちらも可能*です。
- ・支援は原則として1回あたり1.5時間~2時間目安での実施となります。 ご相談への対応やアドバイス等は支援の時間内に実施します。
- ※<u>現地調査・診断は本社、工場等にご訪問させていただき、原則最終的な決定権を持つ</u> 代表若しくは担当役員ご同席のもと実施いたします。

【派遣場所】

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県

【派遣するアドバイザー】

- ① 生産性向上コース 民間企業等の出身でデジタル技術活用に関し高度な知識を有する者
- ② DX 戦略策定支援コース 民間企業等の出身で企業経営及びデジタル技術活用に関する高度な知識を有する者

【支援期間】

支援決定日から最大2年度間(令和9年2月末まで)

(2) DX 推進助成金

公社が実施する「DX 推進支援事業」におけるアドバイザーによる支援を受け、「アドバイザーによる提案書」の内容に基づき、デジタル技術を用いた企業変革や生産性向上を図るために必要な経費の一部(最大 3,000 万円(下限額 30 万円))を助成します。

公社所定様式による申請を受け、審査のうえ決定します。詳細は別途事業ホームページを ご認ください(https://iot-robot.jp/business/dxsubsidy/)。

※DX 推進助成金の申請には「DX 推進支援事業」にてトータル支援を受ける中で、アドバイ ザー作成の提案書を受け取り、その提案内容に基づいた申請である必要があります。 また、助成金申請に必要な「アドバイザーによる提案書」の作成には最低3ヶ月程度の お時間をいただきますので予めご了承ください。

<DX 推進助成金申請までのステップ> DX推進 トータル 現地調査 お電話による 提案書 助成金 問い合わせ等 ・診断 支援 申請 STEP00 STEP01 STEP03 STEP02 STEP04 注意 DX 推進助成金に申請するためには、必ず STEP01~STEP03 の 手順を踏む必要がございますのでご注意ください。

3 申請要件

申込みに当たっては、次の(1)~(3)のすべての要件を満たす必要があります。また、特段の記載がある場合を除き、支援対象期間が終了するとき(それより前に支援期間が完了する場合は その完了時)まで申請要件を引き続き満たす必要があります。

- (1) 本支援申込み時点で、下記ア~ウをいずれも満たすこと
 - ア 東京都内に登記簿上の本店又は支店があること
 - イ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者または個人事業主等で、下表の 「資本金の額」または「従業員数」のいずれかに該当すること

主たる事業を営んでいる業種 (平成25年10月改定 日本標準産業分類第13回改訂分類による)	資本金基準 (資本金の額又は出資金の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数) (注)
製造業、建設業、運輸業その他の業種(下記以外)	3億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用 タイヤ及びチューブ製造業並びに工 業用ベルトを除く。)	3.億円以下	900 人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業 (下記以外)	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300 人以下
旅館業	5,000万円以下	200 人以下
小売業(飲食業含む)	5,000万円以下	50 人以下

⁽注) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

ただし、次のいずれかに該当する中小企業(みなし大企業)は除きます。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が 所有している中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- ※「大企業」とは中小企業ではない企業のことを指します。
- ※P.9の別表に定める「組合等」も対象となる場合があります。詳しくは お問い合わせください。
- ウ 東京都内で実質的に事業を行っている事業者であること 実質的に事業を行っているとは、登記の有無や建物の所在の有無だけでなく、 客観的にみて都内に根付く形で事業活動が行われていることを指します。 申込内容、ホームページ、名刺、看板や表札、電話等連絡時の状況、事業実態や 従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

(2) 申請に必要な書類を全て提出できること (P.7「4 申請方法」参照)

(3) 注意事項

ア 以下の場合は本支援の対象外となります。

- ・販路拡大のみを目的とした場合
- ・助成金の活用のみを目的とした場合
- ・新規事業の取組で事業モデルや業務フローが決まっていない場合 ※DX 戦略書(令和5年度に実施した『企業変革のための DX 推進支援事業』もしく は『DX 推進支援事業 DX 戦略策定支援コース』で作成)に基づく取り組みの場合はこの限りではありません。
- ・自社製品・サービスの研究・開発支援を目的としている場合
- ・アドバイザーに作業を依頼したい場合 (「助言・アドバイス」が支援内容になります。)
- ・課題の解決方法の策定や導入するシステムの選定が既に完了している場合 (アドバイザーの助言が不要になるため。)
- 単なるデジタルツールの導入を目的とした場合
- ・企業様による主体的なご参加をして頂けない場合
- ・法令等もしくは公序良俗に違反し、またはその恐れがある場合
- ・東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)に規定する暴力団関係者 又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会 通念上適切でないと判断される業態を営むものである場合
- ・公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、霊感 商法など公的支援先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいると判断 した場合
- ・申込みに際し虚偽の情報を記載し、その他公社及び事務局に対して虚偽の申告を 行った場合
- イ 申込み時および現地調査・診断の各段階で支援の必要性・可否を判断いたします。 これに関連し、申込み時にホームページや電話等を通じて事業内容等を確認させて いただくことがございます。
- ウ 同一支援期間内にお申込みいただけるのは一事業者一申請のみです。当該支援期間内 にお申込みいただいた同一の代表者が経営する複数法人(個人事業主を含む)による申 請は認められません。
- エ アドバイザーと同種の業務または当事業の内容と重複する業務 (デジタル化や DX 関連業務、各種コンサルティング業務、助成金申請関連業務など)を生業とする方のご利用はお断りする場合がございます。
- オ お申込みいただいた事業者と資本関係を持つ同一グループ内の法人からのお申込みは

お断りさせていただく場合がございます。

カ アドバイザー派遣支援終了後、終了した年度の翌年度に再度同一コースにお申込み いただくことはできません。

(ただし、令和5年度に実施した「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」も しくは「企業変革に向けた DX 推進支援事業」を利用した企業のうち、2年目のアドバ イザー派遣として令和6年度から実施した「DX 推進支援事業」を利用した企業は除く)

キ 本支援の利用に際して、公社及びアドバイザーと秘密保持契約を取り交わすことはできません。

※アドバイザーは公社との委嘱契約において、秘密保持の義務を負っています

ク 本支援は当社の意思決定に対する助言を行うものであり、アドバイザーが業務の代行 をするものではなく、最終判断・行動等は利用企業の責任で行っていただきます。

4 申請方法

当事業ポータルサイト内の申込みフォームからお申込みください。

- ※申込みフォームは日本語で記載してください。
- ※申込みフォームへの入力内容は、送信後の加筆・修正等はできません。

なお、お申込みには下記資料の添付が必要となりますので、あらかじめご準備ください。

- ・直近3期分の決算書(貸借対照表・損益計算書)(創立3年未満など、3期分提出できない場合は、提出可能な分のみご提出ください)
- ・発行から3か月以内の履歴事項全部証明書(個人事業主の場合は、税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の控え)

5 注意事項

- (1) 本支援ご利用にあたってのお願い
 - ア 「事例記事」「事例動画」等への掲載にご協力いただく企業様には、別途、取材及び撮 影・原稿校正等をお願いする場合がございます。
 - イ 本支援実施によるアンケートにご協力をお願いします。
 - ウ 本事業実施状況等により公社職員が訪問等をする場合があります。
 - エ 本支援は東京都の公金で運営する事業であるため、東京都に対し支援内容等を報告することがあります。
- (2) 名称・所在地・代表者・ご連絡先等の変更について 名称・所在地・代表者・ご連絡先等に変更があった場合には、速やかに公社にお申し出 ください。

(3) 本支援の中止について

支援事業者、外注(委託)先の事業者その他支援事業の関係者が次のいずれかに該当した場合、通知や協議の上、支援を中止する場合があります。

- ア 支援事業者が支援の受け入れを辞退したとき。
- イ 申込みフォーム等で申告いただいた連絡先に連絡がつかない状態が一定期間続いた とき。
- ウ 申込み内容と異なる事実が認められたとき。
- エ P.5~7「3 申請要件」に記載する要件を満たさなくなったとき。
- オ 偽り、隠匿その他不正の手段により支援を受けたとき又は受けようとしたとき。
- カ 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- キ 支援事業者が会社更生法に基づく手続き、民事再生法に基づく手続き又は破産法に 基づく手続き若しくはこれに準ずる手続き等を開始したとき。
- ク 申込み日までの過去5年間又は申込み日から本支援期間終了日までの間に、法令に 違反したとき。
- ケ 申込み日までの過去5年間又は申込み日から本支援期間終了日までの間に、公社・国・ 都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたとき。
- コ 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)に規定する暴力団関係者であること又は風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいたこと若しくは営んでいることが判明したとき。
- サ 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、霊感商法など公的支援先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいると判断したとき。
- シ その他、公社が支援の継続が困難であると判断したときや支援事業者として不適切と 判断したとき。

=申込者情報のお取り扱いについて=

- 1 利用目的
 - (1) 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。
 - (2) 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
 - ※ 上記(2)を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。
- 2 第三者への提供(原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。)
 - (1) 目的
 - ア 当公社からの行政機関への事業報告
 - イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等
 - (2) 項目…氏名、連絡先等、当該事業申請書記載の内容
 - (3) 手段…電子データ、プリントアウトした用紙
 - ※ 上記(1)目的のイを辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。
- ◆ 個人情報は「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。当要綱は、(公財) 東京 都中小企業振興公社 Web ページより閲覧及びダウンロードすることができますので、併せて ご参照ください。(https://www.tokyo-kosha.or.jp/privacy.html)

別表

区分	対 象
中小企業者	以下の(1)及び(2)の要件を満たす中小企業者
	(1)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者
	で以下に該当しないもの
	ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業
	が所有
	イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有
	ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上
	を占めている
	なお、「大企業」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条
	に規定する中小企業者に該当しないもの。ただし、以下は除く。
	(ア) 中小企業投資育成株式会社
	(イ) 投資事業有限責任組合
	(2)東京都内に主たる事業所を持ち、事業を営んでいること
組合等	以下の(1)及び(2)の要件を満たす組合等
	(1) NIT ON #14 (METALLET NET Z = 1
	(1)以下のいずれかに該当すること
	ア中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律代185号)第3条1項に
	規定されている中小企業団体
	イ商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条に規定されている法人
	ウその他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、そ の直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法
	(昭和38年法律第154号) 第2条に規定する中小企業者であるもの
	エー般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に
	規定する一般社団法人及び一般財団法人
	オ特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に規定されている特定非営
	利活動法人
	カ任意グループ(構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企
	業者の利益となる事業を行うもの)
	(2)東京都内に主たる事業所を持ち、事業を営んでいること
	(スカの名にガーエルの子本がし) フィーナルと目のです のこと